## 議案第71号

勝山市国民健康保険条例の一部改正について

勝山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月24日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

国民健康保険運営協議会の委員定数等を改めるため、この案を提出する。

## 勝山市条例第 号

勝山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

勝山市国民健康保険条例(昭和34年勝山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

	_ · ·	* / * - 11 1	1114 . 4 4 7	1 000 - 1 7 101 20 - 1	 1114: 44 / 47/2/2/	
Г						
П						
П						
1			改正前	fi		改正後
П			5人11-1	1)		以止仅

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

- 第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の 定数は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 被保険者を代表する委員 4人
  - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
  - (3) 公益を代表する委員 4人
- 2 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第7条の2 給与等(所得税法(昭和44年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

- 第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の 定数は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 被保険者を代表する委員 3人
  - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
  - (3) 公益を代表する委員 3人
- 2 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第7条の2 給与等(所得税法(昭和44年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス

## <u>等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する</u> 新型コロナウイルス感染症

に感染したとき又は発熱等の症状があり 当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服する ことができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に 服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた 日について、傷病手当金を支給する。

2 • 3 (略)

<u>感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和</u> 2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染 する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感 染症をいう。以下同じ。)</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり 当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服する ことができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に 服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた 日について、傷病手当金を支給する。

2 • 3 (略)

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定は、公布の日から施行する。